

# はじめに

少子高齢化の進展をはじめ、社会経済情勢が急速に変化するなかで、豊かで活力ある社会を築くためには、男女がともに人権を尊重し、責任を分かち合いながら、その個性と能力を最大限に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

本県においては、平成16年3月制定の「群馬県男女共同参画推進条例」や平成23年3月策定の「群馬県男女共同参画基本計画(第3次)」に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めているところです。

平成23年度は、国の「住民生活に光を注ぐ交付金」を活用し、高校・大学等へのDV防止啓発講師派遣事業、DV実態調査、女性相談センターの新築移転など、女性に対する暴力の根絶や被害者支援のための事業に重点的に取り組みました。

また、今年度からは、ぐんま男女共同参画センターの相談事業を開始するなど、今後も男女共同参画社会づくりに向けた施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

この年次報告書は、群馬県男女共同参画推進条例第7条に基づき、本県の平成23年度男女共同参画の推進状況、県の施策の実施状況及び平成24年度実施する施策を取りまとめたものです。

本書が多くの皆様に男女共同参画社会についての理解と関心を深めていただく資料として活用していただければ幸いです。

平成24年9月

群馬県生活文化部人権男女共同参画課長 五十嵐靖男